

令和4年度 各地域における 日本語教育に関する取組について 【概要】



Japanese Language Education

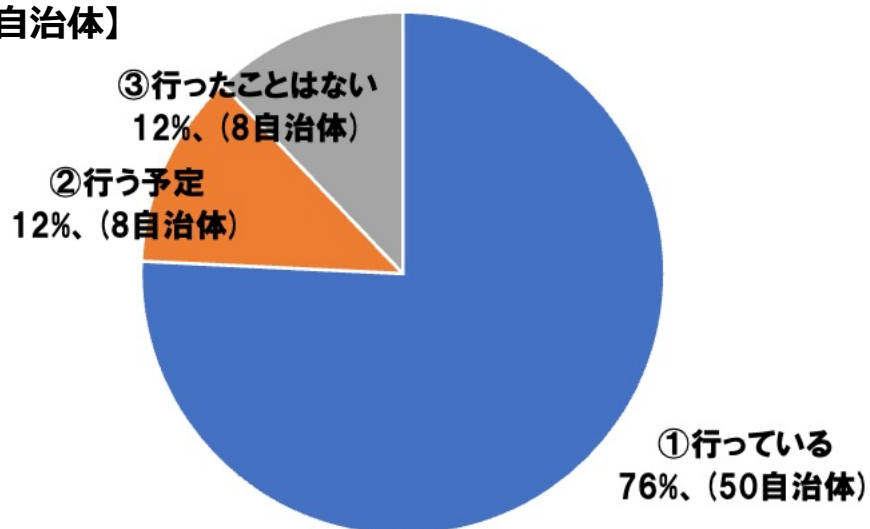
(令和5年3月時点)

●各地域の日本語教育に関する実態調査やニーズ調査について

日本語教育に関する実態調査やニーズ調査に基づく日本語教育の実施状況

(令和5年3月時点)

【回答：66自治体】



●どのような調査を行ったのか（抜粋）

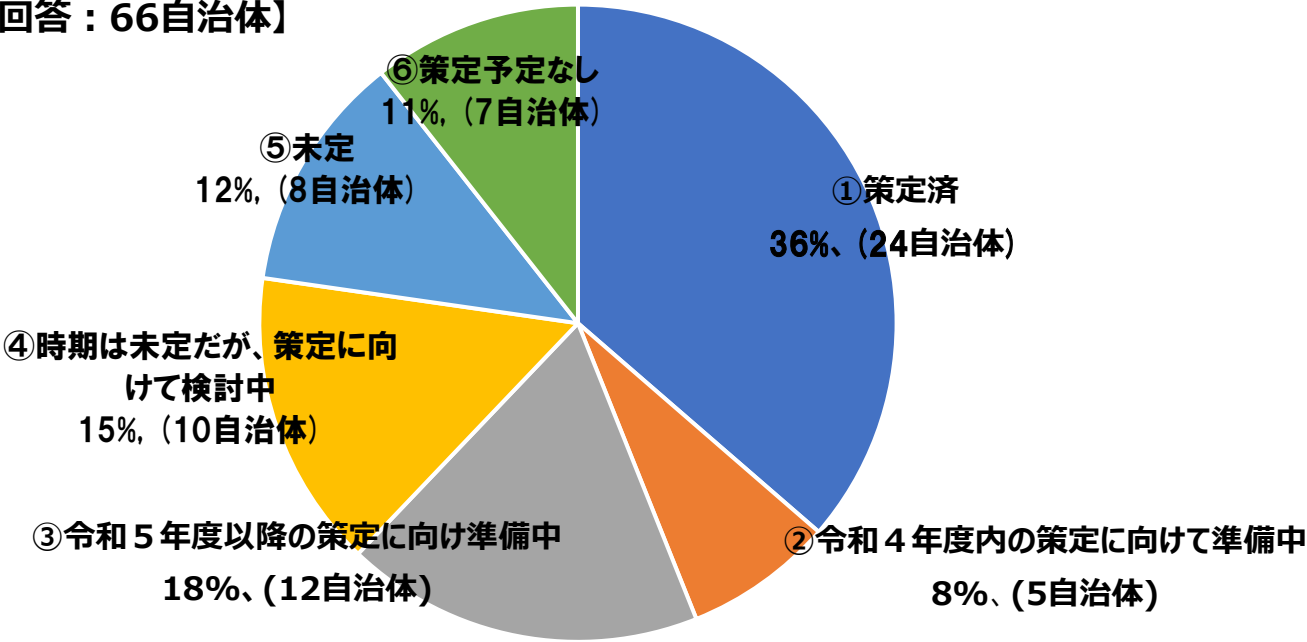
- 本県の日本語教育に関する基本的な方針を策定するにあたり、市町村、市町村国際交流協会、日本語教室、外国人県民等に対し、アンケートやヒアリングを実施した（岩手県）
- 各主体が連携する日本語教育推進の具体的な施策の方向性を取りまとめるために、神奈川県内の①市町村、②市町村国際交流協会、③日本語ボランティア教室、④日本語教育機関、⑤外国籍県民等を対象にアンケート調査と聞き取り調査を行った。（神奈川県）
- 毎年、県内在住外国人を対象とした生活意識に関するアンケート調査を行っており、日本語学習の意向について聞いている（広島県）
- 大学、専門家等の協力のもと、外国人住民、市町、市町国際交流協会、高等教育機関、日本語教育機関、日本語教室、外国人雇用企業等に対してアンケート及びヒアリングを実施（愛媛県）
- 令和元年度 地域日本語教育実態調査（地域の日本語教室実施団体、日本語教室学習者、事業所、外国人の若者）
 - ・令和4年度 日本語能力実態調査（J-CATを使用）、アンケート調査
 - ・定期的（3～4年毎）に実施している外国人市民向け意識実態調査の設問の一部（浜松市）
- 本市において概ね5年に一度実施している「北九州地域における多文化共生の現状調査」において、「日本語能力」「日本語の学習方法」「日本語を学んでいない理由」について調査を実施している（北九州市）

●地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定状況

日本語教育に関する基本的な方針の策定状況

(令和5年3月時点)

【回答：66自治体】



●策定済自治体より、策定して良かったと感じたことやその理由（抜粋）

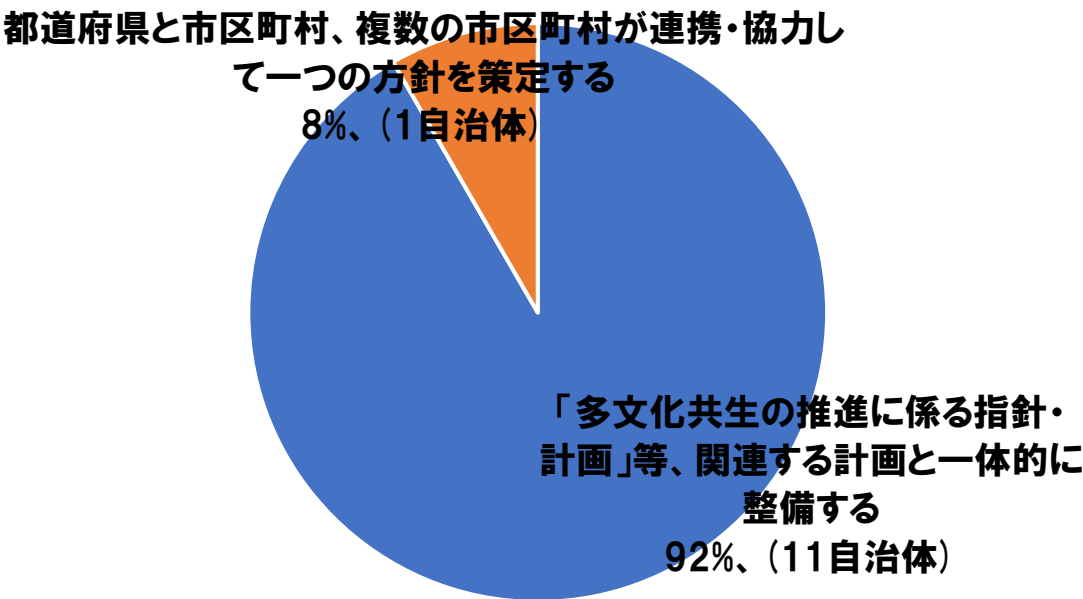
- 地域日本語教育において、本県が取り組むべき方向性が明確となったこと（栃木県）
- 多文化共生の地域づくりのために地域日本語教育に取り組む、という位置づけが明確になった
 - ・担い手の育成、モデル地域の創出等、方向性が明確になった（長野県）
- 市町や国等で構成する「ひろしま多文化共生連絡協議会」で計画を策定しており、年2回程度開催している協議会を通じて、地域日本語教室の事業主体となる市町ほか構成団体間で取組内容や成果等を共有しながら事業展開を図ることができる（広島県）
- 外国人材確保に向けた戦略と連携した、県庁内各部局での連携による取組が推進できること
 - ・市町村に対し教室開設等の呼びかけを行う際の根拠となること（高知県）
- 総合的に事業を推進するために、千葉市地域日本語教育推進会議の設置、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置等の推進体制を整えられたこと（千葉市）
- 「堺市国際課方針」における日本語教育の位置づけたことで、本市主催の研修等の実施の機会をとらえ、日本語学習支援者等（地域の日本語教室や同教室で活動又は活動予定の日本語指導ボランティアの方）に対し、本市の多文化共生施策における日本語教育の位置づけ等を説明できた（堺市）

●地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定状況

(令和5年3月時点)

【回答】策定状況について「未定」、「策定予定なし」を選択したうちの11自治体

どの方法であれば今後、基本方針を策定できる可能性はあると考えられますか。



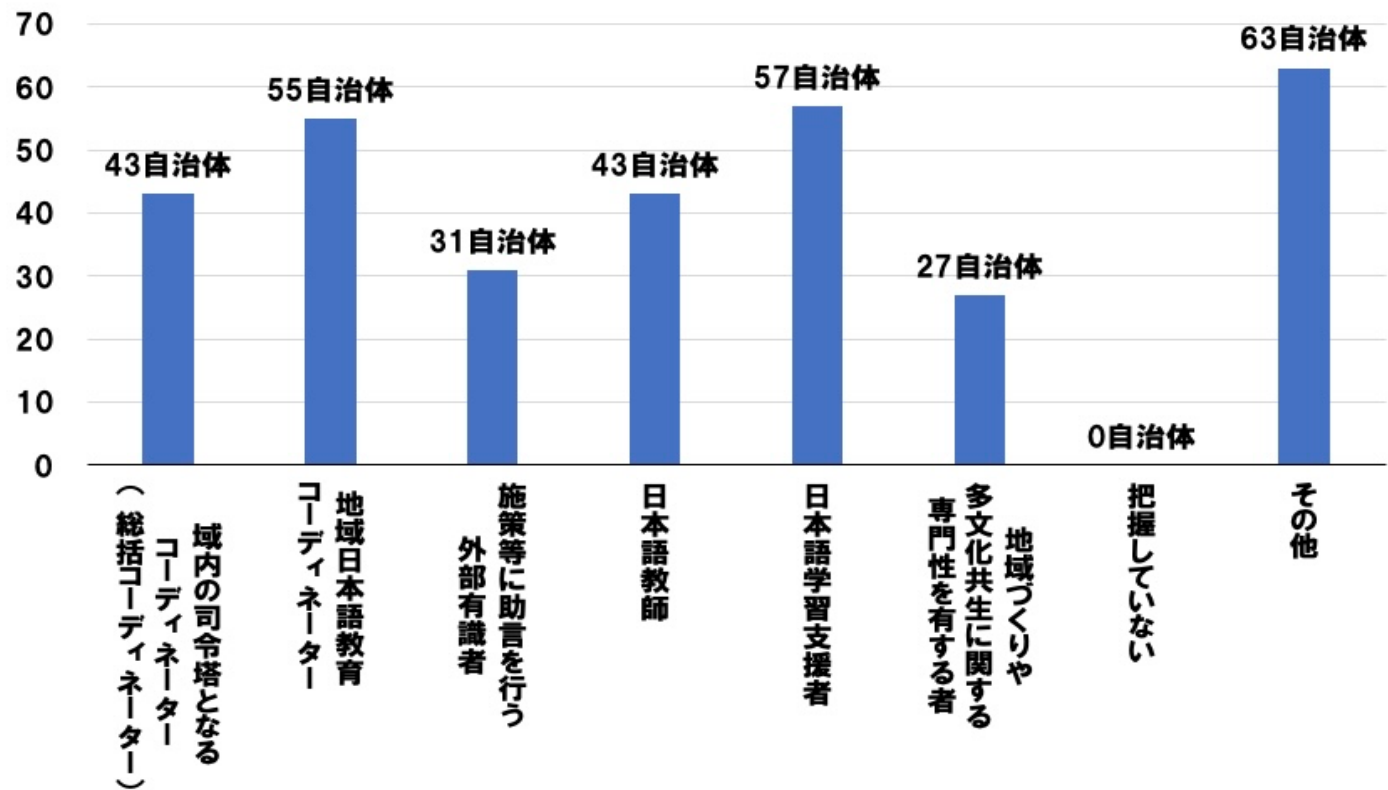
●策定における課題（抜粋）

- 策定検討のための他部局、関係機関との調整や会議開催など、担当職員の負担が大きい
 - ・策定検討に係る会議開催等の予算がない（茨城件）
- 日本語教育の対象が、外国人児童や留学生、地域における日本語教育と幅が広く、それぞれの担当課との役割分担、調整が課題である（和歌山県）
- 本市は、多文化共生に係る条例や、計画を単独で制定しておらず、市の総合計画である「総合振興計画」及び「産業振興ビジョン」に基づき、多文化共生施策を実施している。そのため、日本語教育推進に係る項目のみを基本方針として策定するのが、市における位置づけから考えても難しい状況にある（さいたま市）
- これまで、ニーズに応じた実務的な対応はすでに実施している。方針の策定にあたっては、更なる現状や課題の整理を行う必要があると考えており、現在は調査研究段階と考えている（熊本市）

●地域の日本語教育に携わる人材に対する支援等について

(令和5年3月時点)

地域における日本語教育に携わる人材のうち、どのような人材が特に求められているか（複数回答可）



●その他の記載例

- 県内の国際交流協会・日本語教室・日本語学習支援者をとりまとめ、連携の中心となる人材（群馬県）
- 日本語教育を軸に、子育て・福祉・防災など、外国籍県民等の様々な生活課題を捉え、各政策分野との連携を図り、市町村単位等での企画やネットワーク形成等を担う人材（広域的（県域単位等）に活動する地域日本語教育コーディネーターとは別の役割を担う人材）（神奈川県）
- 日本語教育を担当する行政職員（滋賀県）
- 多文化共生社会づくりに理解のある地域の自治会関係者（熊本市）

●地域の日本語教育に携わる人材に対する支援等について

●都道府県と市区町村での日本語教育人材の育成や育成支援に係る役割分担（抜粋）

- いくつかの市町村では文化庁のスタートアッププログラムを活用し、人材育成や日本語教室を実施している。
 - ・道では現時点で人材育成や人材育成に対する支援は行っていないが、多くの市町村が日本語教育の空白地域となっていることから道としても市町村等と連携して、人材育成を実施する必要があると考える（北海道）
- 県が日本語学習支援者の育成を行う際は、市町村には域内の広報を行ってもらい、参加者を募っている。講座終了後には、市町村担当者（特に空白地域）と講座修了生とをつなぎ、地域日本語教室開設に向けた話し合いを行ってもらうとともに、市町村の支援方法を検討してもらっている。
 - ・市町村が日本語学習支援者の育成を行う場合は、市町村からの依頼に基づき、地域日本語教育推進員及び地域日本語教育コーディネーターが講座講師を務めたり、地域日本語教室開設や運営に関する助言等を行ったりしている（茨城県）
- 令和4年度までは、市町村は管内の日本語教室のニーズを把握し、運営継続に必要な支援を行い、府は各地域で必要となる学習支援者等の人材確保・資質向上のための支援や、日本語教育の推進に取り組む市町村や教室への財政的支援について取り組んでいる（京都府）
- おきなわ多文化共生推進指針において、地域における国際化推進の中核的な組織として挙げられる地域国際化協会・市町村国際交流協会の役割として、日本語教室や母語教室の開催など、行政と民間交流団体の橋渡しの役割を担うこととしている（沖縄県）
- 埼玉県の実施する「日本語教室ボランティア講座」や、「地域日本語教室相談・立ち上げアドバイザー」等について、関連組織に情報提供を行っている。また、（公財）埼玉県国際交流協会の主催する「日本語教室支援協議会」に本市職員が委員として参加するとともに、本市の「総合調整会議」にも県国際交流協会の職員に委員として参加していただき、お互いの持つ課題や、情報の共有を行っている（さいたま市）

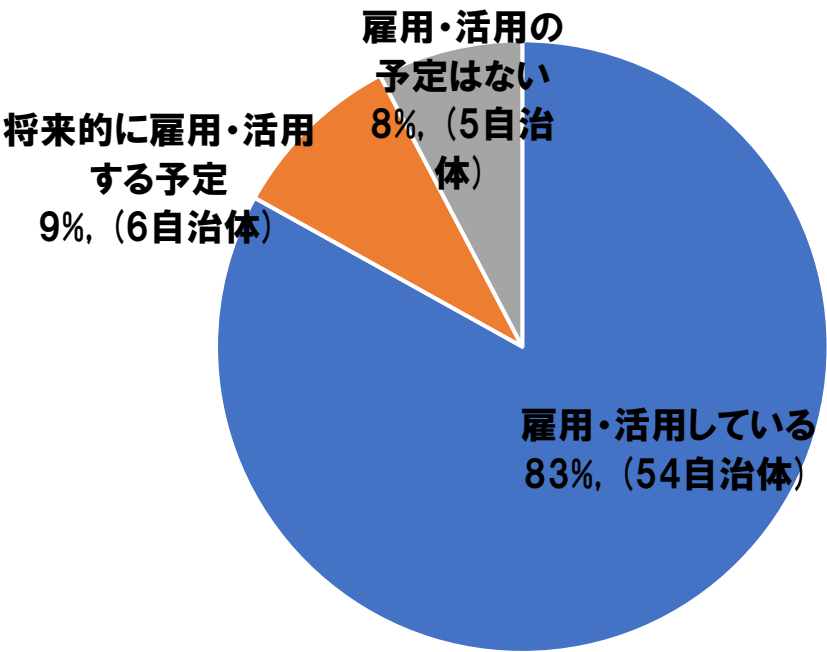
●域内の日本語教育に携わる人材やその育成に関する課題及び対応策（抜粋）

- 【課題】教育人材を確保し、適切な役割分担のもとで定着促進する必要がある。
 - ・地域の日本語教室、日本語教育人材に対する相談・支援体制を確保する必要がある。
 - ・多様なニーズやレベルに対応するための資質向上を支援する必要がある。
- 【対応策】地域の日本語教室と連携し、ニーズを踏まえながら教育人材向けの研修会を開催している。
 - ・日本語教育人材同士の情報交換や、専門家による相談対応などを行う日本語サポーター交流会を開催している。（岩手県）
- 地域日本語教育に携わる日本語教師、日本語サポーターは、高齢化が進み、教室や団体の運営に影響が出てきているところもあり、若手の育成や教室に関わるすそ野を広げる取組が急務である。日本語指導ボランティア養成講座を毎年金沢市などで実施してきたが、R2年度より市町や教室と協力する形で、金沢市以外の会場での養成講座の開催にも力を入れている。
ボランティアが少ない地域では、地域住民が受講するハードルをできるだけ低くするために、短期間の、模擬教室体験を取り入れた講座等を行うこととしている。（石川県）
- 【課題】持続的な体制整備のために必要な、地域日本語教育をサポートできる人材が不足している。
 - 【対応策】日本語学習支援者フォローアップ講座や日本語ボランティア実践研修、地域日本語教育コーディネーター研修等により、人材育成を図る。（宮崎県）
- 【課題】日本語学習支援人材の育成・確保
 - 【対応策】大学との協働・連携（日本語教室開催、学生の実習機会提供）、年間を通じた支援者養成講座の開催（浜松市）

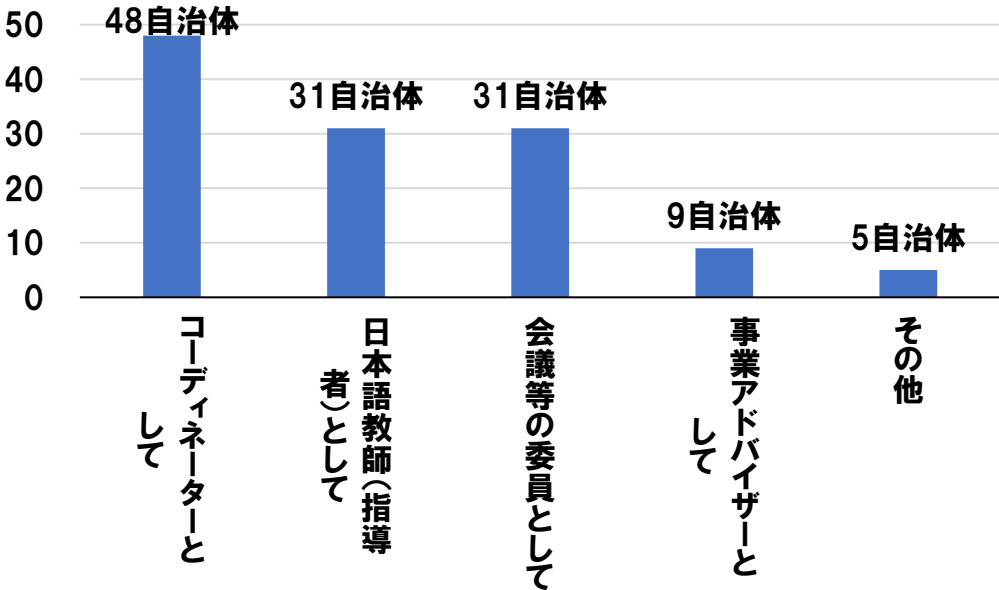
(令和5年3月時点)

現在、日本語の専門性を有する人材の
雇用、活用（委嘱等）状況

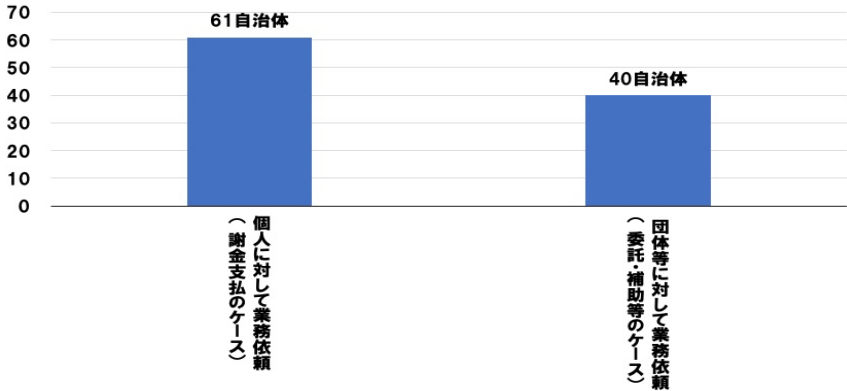
【回答：65自治体】



雇用、活用（委嘱等）の目的（複数回答可）

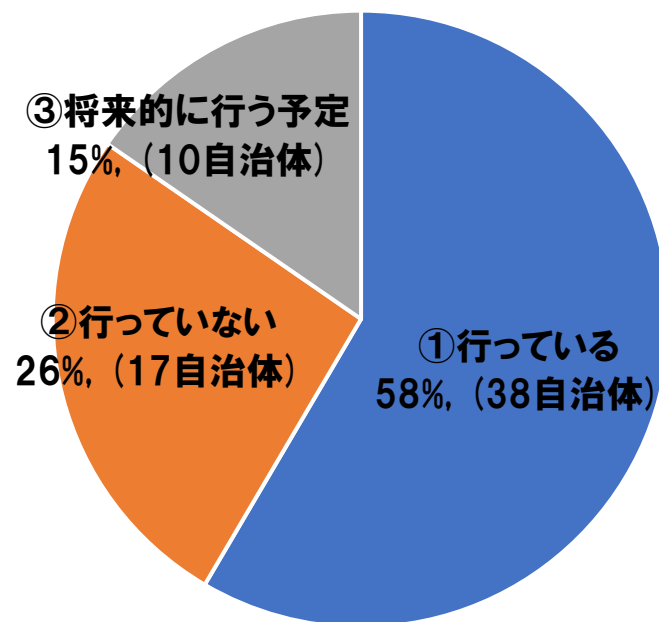


雇用、活用（委嘱等）の形態（複数回答可）



日本語教育機関との連携状況

【回答：65自治体】

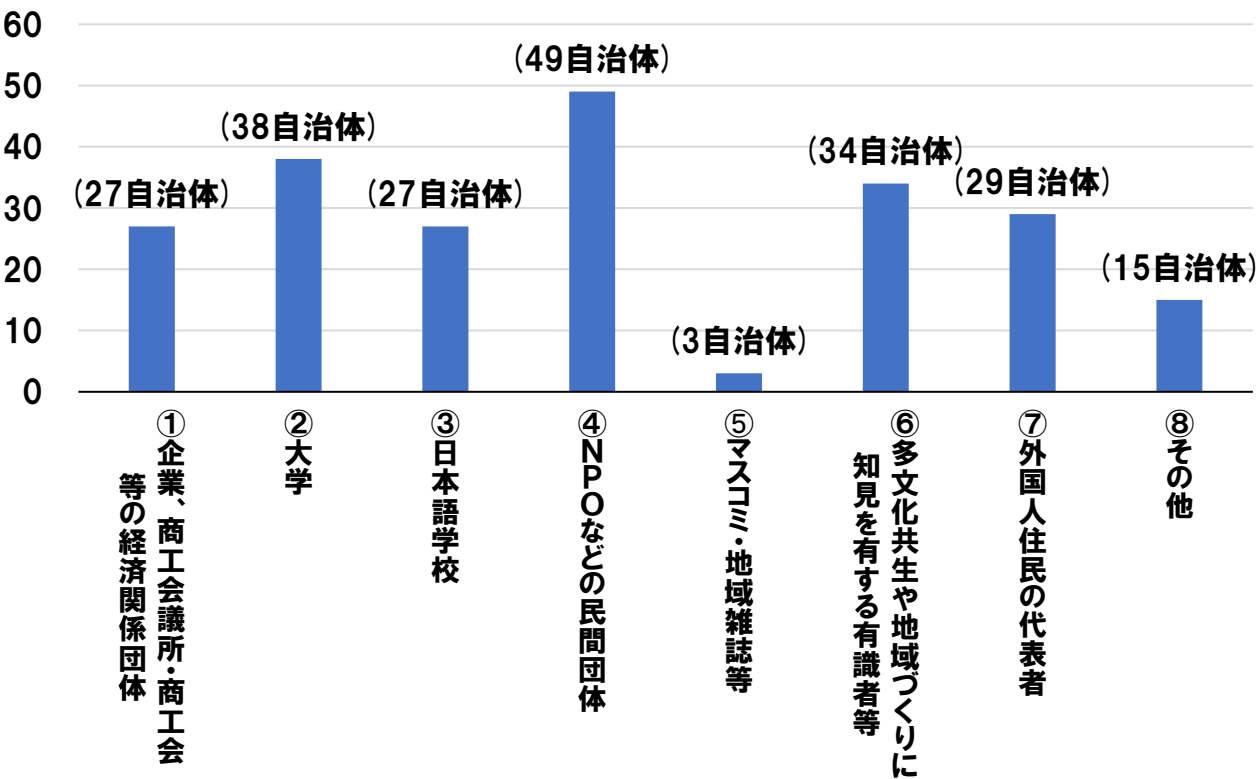


●地方公共団体と日本語教育機関との連携において、日本語教育機関に期待する点（抜粋）

- 地方公共団体と日本語教育機関とが連携し、防災教室を開催したり生活に関わるルールを学ぶ機会を持ち、そこに地域住民も参加し地域内のつながりを強化する（青森県）
- 「生活者としての外国人」への日本語教育の研修受講や活動の経験を持つ日本語教師の紹介
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示された基礎日本語教育プログラムの編成・試行を県で行うことになった場合のカリキュラム作成への協力や試行授業の実施（千葉県）
- 本市はこれまで、地域日本語ボランティア教室を中心に日本語教育を実施してきており、学習者の習得レベルとしては基礎段階のものが主体となっている（「日本語教育の参照枠」におけるA1、A2レベル）。自治体に求められる習得レベルである「自立した言語使用者」（B1）レベルの習得を目指すためには、日本語教育機関の連携協力が不可欠であり、B1レベルの教育の担い手として期待したい（さいたま市）
- 生活者としての外国人を対象とした低価格での日本語教室の提供（相模原市）
- 今後、外国人が増えてくることが想定され、ボランティアが主体となった教室での対応には限界があるため、日本語教育機関の持つ専門性を活かし、生活者、特に日本語のゼロ初級者への日本語教育における協力を期待（大阪市）

(令和 5 年3月時点)

日本語教育の実施に係る連携全般について（現在実施中）（複数回答可）



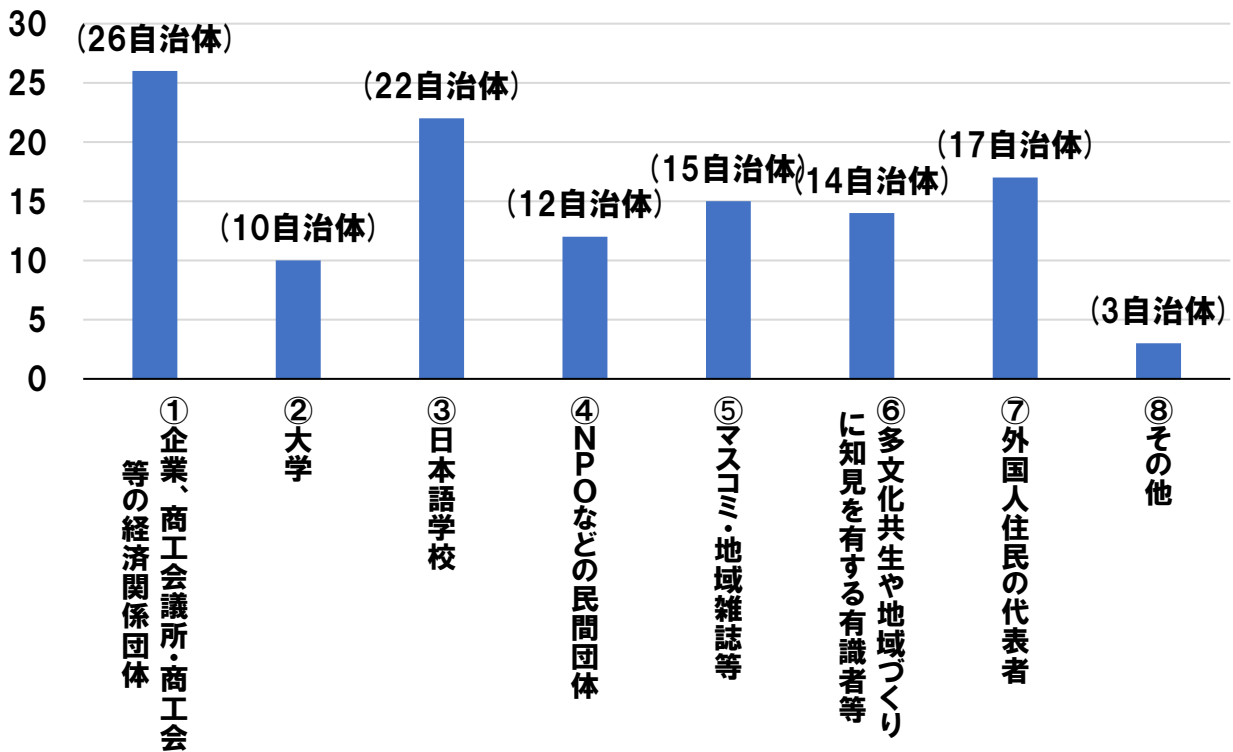
●その他（抜粋）

- ☐ 地域の国際交流協会（宮城県）
- ☐ 地域日本語教室運営者（埼玉県）
- ☐ 教育委員会、学校（石川県）
- ☐ 自治会役員、民生委員（静岡県）
- ☐ 地域福祉に係る団体（子育て支援団体、社会福祉協議会等）（横浜市）
- ☐ 日本語教育の有識者（堺市）
- ☐ 夜間学校（広島市）

●日本語教育に関する連携等について

日本語教育の実施に係る連携全般について（今後実施予定）（複数回答可）

（令和 5 年3月時点）

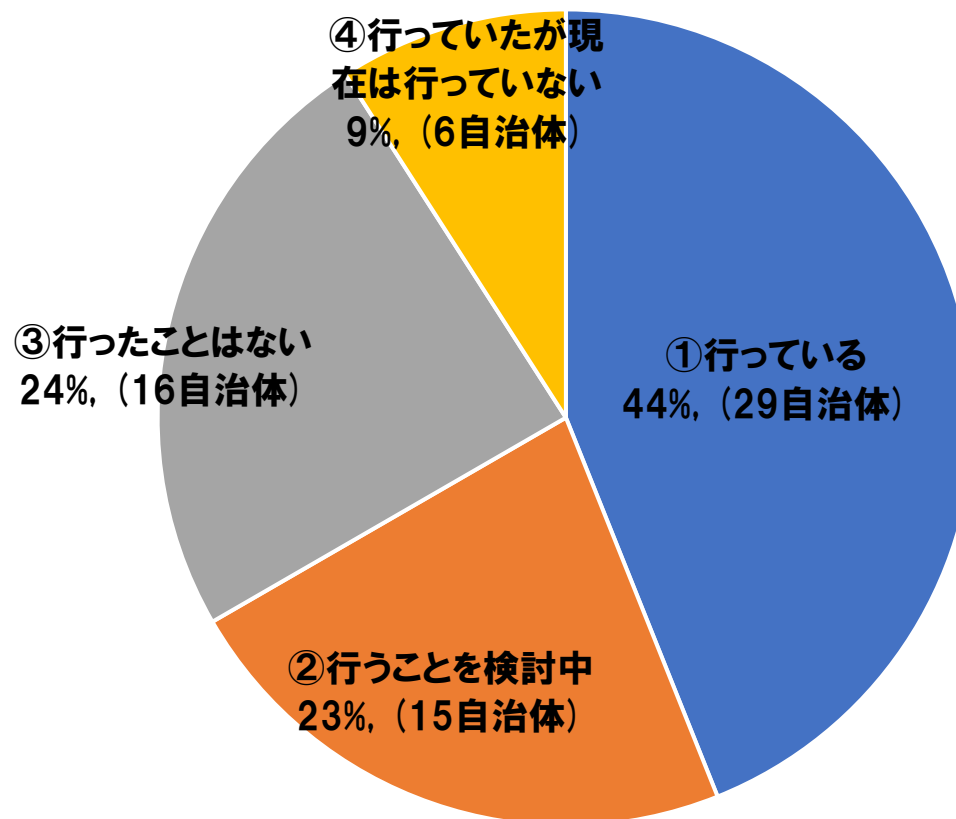


●現状における課題と連携の内容（抜粋）

- 課題：北海道は第1次産業で働く技能実習生が多いため、地域の日本語を推進するにあたり企業等との連携は重要と考える
しかし、道及び市町村と企業が繋がっていないなど課題が多くある
連携：企業等と連携した日本語教室の実施（北海道）
- 課題：学習者と地域住民としての日本語学習支援者（ボランティア）とのつながりは大切にしたいが、日本語力向上という点について、学習者の求めるものと日本語学習支援者（ボランティア）の指導力が不足している場合がある。
連携：日本語教室の教師は、大学や日本語学校の日本語教師（資格保有者）から派遣してもらい、授業は日本語教師を中心に、日本語学習支援者（ボランティア）がサポートする形で実施する（福井県）
- 課題：外国人住民が住んでいる地域の方との接点が少なく、日本語教室を通した地域とのつながりづくりには至っていない。
連携：地域の自治会関係者と日本語教育担当者との意見交換や情報共有等の連携（熊本市）

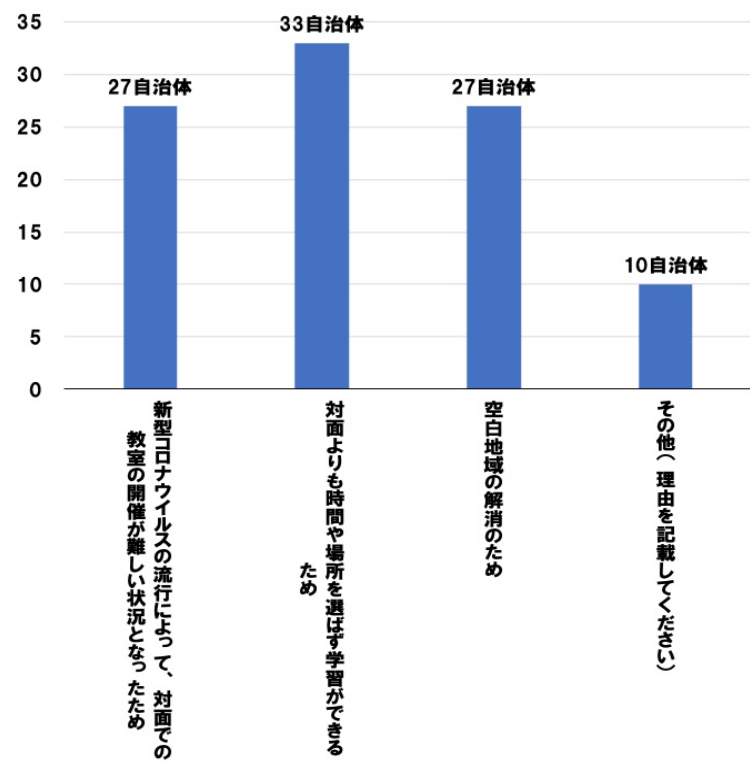
(令和5年3月時点)

貴都道府県・政令指定都市におけるオンラインによる日本語教育の実施状況 【回答：66自治体】



(令和 5 年3月時点)

「行っている」「行うことを検討中」回答：
オンラインによる日本語教育を行う（検討中）に至った理由や目的（複数回答可）



●その他（抜粋）

- もっと勉強したいという学習者のニーズに応えるため（青森県）
- 市町村等がオンライン形式の日本語教室を開催する場合のモデルとして示すため（千葉県）
- 日本語教室がある市街地から離れた地域に住む外国人も多く、居住地から教室へのアクセスが難しいケースがあるため（愛媛県）
- 本県においては、地理的な特性により、交通の事情で講座に通えない在留外国人もいるため（鹿児島県）
- 距離や諸事情により対面式の教室に参加できない日本語学習希望者へ学習機会を提供する為（熊本市）